

**「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」の
一部改正について**

令和 6 年 11 月 12 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>第 3 章 特定証券情報及び発行者情報</p> <p>(特定証券情報等の提供又は公表)</p> <p>第 6 条 取扱協会員は、店頭有価証券等に係る特定証券情報（ただし、金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第 14 条の 14 で定める場合にあつては、<u>発行者情報又は発行者情報</u>と同等の情報とする。以下同じ。）が投資勧誘の相手方に提供又は公表されている場合に限り、当該店頭有価証券等について第 8 条に基づく投資勧誘を行うことができる。</p> <p>2～5 (現行どおり)</p> <p align="center">第 5 章 内部管理体制</p> <p>(社内規則及び取扱要領)</p> <p>第 12 条 取扱協会員は、本規則に基づき投資勧誘を行おうとする次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項を社内規則において規定するとともに、当該社内規則に定めた事項を適切に遂行するための体制を整備しなければならない。</p> <p>1・2 (現行どおり)</p> <p>2 取扱協会員は、前項に定める社内規則の内容に基づき取扱要領を作成し、本協会に提出するとともに、公表しなければならない。</p> <p>3 取扱協会員は、<u>前項の取扱要領の内容を変更した場合は、当該変更した内容及び変更後の取扱要領につき、本協会に提出するとともに、公表しなければならない。</u></p> <p align="center">第 6 章 雑 則</p> <p>(金融商品仲介業者に対する指導及び監督)</p>	<p>第 3 章 特定証券情報及び発行者情報</p> <p>(特定証券情報の提供又は公表)</p> <p>第 6 条 取扱協会員は、店頭有価証券等に係る特定証券情報（ただし、金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第 14 条の 14 で定める場合にあつては<u>特定証券情報</u>と同等の情報をいう。以下同じ。）が投資勧誘の相手方に提供又は公表されている場合に限り、当該店頭有価証券等について第 8 条に基づく投資勧誘を行うことができる。</p> <p>2～5 (省 略)</p> <p align="center">第 5 章 内部管理体制</p> <p>(社内規則及び取扱要領)</p> <p>第 12 条 (同 左)</p> <p>1・2 (省 略)</p> <p>2 (同 左)</p> <p>3 取扱協会員は、<u>投資勧誘を行う有価証券の区分に変更又は追加がある場合には、あらかじめ第 1 項に定める社内規則及び前項に定める取扱要領の内容を変更し、変更後の取扱要領を本協会に提出するとともに、公表しなければならない。</u></p> <p align="center">第 6 章 雑 則</p>

